

山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付要綱

山 梨 県

山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業者の活動の活性化を図る目的で、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会（以下「補助事業者」という。）が、第3条に掲げる事業を実施する場合に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

また、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「商工会議所」、「商工会連合会」及び「中小企業団体中央会」とは、それぞれ商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条に規定する「商工会議所」、商工会法（昭和35年法律第89号）第55条の3に規定する「山梨県商工会連合会」及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する「山梨県中小企業団体中央会」をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助事業者が、県内中小企業者の活動の活性化を図ることを目的に、重点的に取り組む以下の事業の実施又は運営に必要な経費であって、知事が必要かつ相当と認めたものについて交付する。

- (1) 中小企業者等の経営上の諸課題に対応する事業
- (2) 販路開拓事業
- (3) 各種調査・研究・計画策定事業
- (4) 情報発信・情報環境整備事業
- (5) 地場産業振興事業
- (6) その他、各団体及び会員の活性化に資する事業

(補助対象経費、補助率)

第4条 知事が交付する補助金の補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 前各号のほか知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税

の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)に要する経費又は補助事業の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ様式第3による変更承認申請書を知事に提出して承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。(軽微な変更とは、補助事業の経費の配分に係る変更であって、別表の各補助事業の区分の相互間における、いずれか低い額の20%を超えない変更であるものをいう。)

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ様式第4による中止(廃止)承認申請書を知事に提出して承認を受けること。

(3) 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、事業の完了後、様式第6による実績報告書に基づき補助金の額を確定し交付する。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払することができるものとし、補助事業者は、様式第5による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業の実績について規則第12条の規定により補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日

のいずれか早い期日までに様式第6による実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 前各号のほか知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により山梨県商工団体活性化推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に対応する山梨県商工団体活性化推進事業費補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書等の整理及び保管)

第11条 当該事業の収支に関する書類及び帳簿は、事業の終了した日の属する会計年度の終了後、5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日より適用する。
- 2 山梨県商工団体育成強化費補助金交付要綱は、平成18年度の補助事業をもって廃止する。

附 則 (平成22年4月1日商企第103号)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日より適用する。

(別表)

補助事業の区分	補助対象経費	補助率
中小企業者等の 経営上の諸課題 への対応事業	賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）、委託 料、使用料及び賃借料	1 / 2 以内
販路開拓事業	賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）、委託 料、使用料及び賃借料	
各種調査・研究 ・計画策定事業	賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役 務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）、委託料	
情報発信・情報 環境整備事業	賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）、委託 料、使用料及び賃借料	
地場産業振興 事業	賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）、委託 料、使用料及び賃借料	
そ の 他	その他各団体及び会員の活性化に資する事業又は補助事業者 の運営に係る経費で、知事が必要と認めるもの	

様式第 1

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

氏 名 印

平成 年度山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付申請書

平成 年度山梨県商工団体活性化推進事業費補助金の交付を受けたいので、山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の概要と目的

2 補助事業に要する経費

金 円

3 補助金交付申請額

金 円

4 添付書類

①事業計画書

②収支予算書又はこれに代わる書類

様式第 2

番 号

平成 年 月 日

(申請者)

所在地

氏 名 殿

山 梨 県 知 事 印

平成 年度山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった標記の補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号、以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

なお、本交付決定通知書における用語は、山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるところによるものとします。

1. 平成 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）をもって申請のあったとおりとする。ただし、補助事業の内容又は経費区分ごとに交付する山梨県商工団体活性化推進事業費補助金の総額を変更する場合の当該変更に係る金額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金 円

補 助 金 の 額 金 円

2. 補助事業者は、規則及び交付要綱並びに別に知事が定めるところに従わなければならない。
3. 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ交付要綱様式第 3 による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。
4. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

様式第 3

番 号

平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

氏 名 印

平成 年度山梨県商工団体活性化推進事業費補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

平成 年 月 日付け商総第 ー 号をもって交付決定通知があった標記補助事業の内容（経費の配分）を次のとおり変更したいので、山梨県商工団体活性化推進事業費補助金補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(変更前と変更後の欄を設け、内容が対比できる書面を作成すること。)

様式第 4

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

氏 名 印

平成 年度山梨県商工団体活性化推進事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け商総第 ー 号をもって交付決定通知があった標記補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 補助事業中止の期間

様式第 5

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

氏 名 印

平成 年度山梨県商工団体活性化推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け商総第 ー 号をもって交付決定通知があった標記補助事業について、次のとおり概算払を受けたいので、山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき請求します。

1 概算払請求額

金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算払交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払方法

振込先銀行名 _____

預 金 種 別 (1 普通 2 当座)

口座名 _____ No. _____

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

氏 名 印

平成 年度山梨県商工団体活性化推進事業費補助金の
に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け商総第 ー 号をもって交付決定通知があった標記補助事業を完了（廃止）しましたので、山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

1 補助金額

金 円

2 補助事業に要した経費

金 円

3 添付書類

事業実績書

収支決算書又はこれに代わる書類

4 補助金の支払方法

口座振替先銀行名 _____

預 金 種 別 (1 普通 2 当座)

口座名 _____ No. _____

様式第 7

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

氏 名

印

平成 年度山梨県商工団体活性化推進事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

山梨県商工団体活性化推進事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. の額から 2. の額を控除した額） | 円 |

(注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること

2. 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 5%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額でない点に留意すること。

